

岡山県地域課題解決型起業支援金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県地域課題解決型起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和8年府地創第50号及び府地事第93号）、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」（平成20年府会第393号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「起業」とは、新たに事業を開始するための準備を行うとともに、個人事業の開業届出を行うこと又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等（大企業及びみなし大企業を除く。）を新たに設立して、その代表者となることをいう。

2 この要綱において、「事業承継」とは、既に事業を営んでいる法人等又は個人事業主が、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で新たに事業を開始するための準備を行うとともに、経営資源等を引継ぎ、代表者の変更又はその後継者が個人開業の届出を行うことを伴い、新たな事業へ取り組むことをいう。

3 この要綱において、「第二創業」とは、既に事業を営んでいる法人等又は個人事業主が、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野への業態の転換又は新事業に進出することをいう。

4 この要綱において、「起業者等」とは、岡山県内に居住、又は居住を予定している者であって、地域課題の解決を目的として、岡山県内において新たに起業、事業承継、第二創業をする者をいう。

5 この要綱において、「事務局」とは委託事業を実施する団体をいう。

6 この要綱において、「処分」とは、財産を交付の目的に反して使用、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し他の物件と交換、債務の担保に供する、使用（賃貸物件の借主も含む）を止めて取り壊す・廃棄することをいう。

(目的)

第3条 起業支援金の交付は、起業者等に対し、新たな事業を開始するための経費の一部を補助することにより、デジタル技術を活用した地域の課題解決を目的とした起業、事業承継、第二創業の促進を通じ、人口減少問題の克服及び地域の持続的発展に資するとともに、本県経済の安定化及び活性化を図ることを目的とする。

(対象経費、補助率等)

第4条 起業支援金は、起業者等が新たに事業を開始するための必要な経費であって別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認める経費（以下「対象経費」という。）について予算の範囲内において交付する。

- 2 対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。
- 3 公募開始日から交付決定の前日までの間に行われた取組に要する経費は、様式第1号の事前着手届を提出し、知事が適正と認める場合には、補助対象経費とすることができる。

(交付の申請)

- 第5条 起業者等は、起業支援金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 起業者等は、前項に規定する申請を行うに当たっては、起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、社会的事業に知見を有する有識者等で構成する外部審査会の意見を聴いた上で、適当と認める場合は、起業支援金の交付決定を行い、様式第3号による通知書により起業者等に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定（変更交付決定を含む。）の額は、予算の範囲内において、対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。
 - 3 知事は、第1項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により仕入控除税額に相当する額を減額して交付申請がなされたものについて、これを審査し、適当と認めるときは当該仕入控除税額を減額して第1項の交付決定を行うものとする。
 - 4 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請がなされた場合においては、起業支援金の額の確定時に、仕入控除税額に相当する額を減額することとし、その旨の条件を付して第1項の交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 起業者等が、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合において申請の取下げをすることができる期限は、前条の通知書を受け取った日から20日以内とする。

(事業内容の変更)

- 第8条 起業者等は、交付決定を受けた事業（以下「対象事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。
- 2 前項に規定する変更承認申請を受けて行う変更交付決定の額は、当該申請前の交付決

定（変更交付決定を含む。）の額の範囲内とする。

（債権譲渡の禁止）

第9条 起業者等は、第6条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事業の中止及び廃止）

第10条 起業者等は、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、当該起業者等に対し必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第11条 起業者等は、対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は知事の定める日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 起業者等は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、仕入控除税額が明らかな場合には、仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該実績報告に係る対象事業の実施内容及び結果が交付決定の内容（第8条の規定による承認をした場合は、承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、起業者等に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき起業支援金の額は、千円単位（千円未満切捨て）とし、交付決定額（変更交付決定を含む。）の額を超えないこととする。

（起業支援金の支払等）

第13条 起業支援金は原則として精算払により交付するものとし、起業者等は起業支援金の交付を受けようとするときは様式第7号による請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、起業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条に規定する通知の有無にかかわらず起業支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）起業者等が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合

（2）起業者等が、本支援金を対象事業以外の用途に使用した場合

（3）起業者等が、対象事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

（4）起業者等が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合

（5）本支援金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助

金との重複受給等が判明した場合
(6) 上記の他、知事が適当と認める場合

(起業支援金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消に係る部分に関し、すでに起業支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第16条 起業者等は、前条第1項の規定により起業支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 起業者等は、起業支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(起業支援金に係る経理)

第17条 起業者等は、対象事業に要した経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第18条 起業者等は、起業支援金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該仕入控除税額に相当する起業支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第19条 起業者等は、対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円（消費税額及び地方消費税額を除く。）以上のものについて、処分しようとするときは、あらかじめ様式第9号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）

- 2 起業者等が取得財産等を処分することにより内閣府通知（2 納付金の取扱いに係る箇所）に基づき収入があると認める場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 起業者等は、取得財産等については、対象事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、起業支援金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 起業者等は、取得財産等について、様式第10号による台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかなければならない。

（その他必要な事項）

第20条 本交付要綱で定めるもののほか、起業支援金の交付及び対象事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

対象経費	補助率	補助上限額
店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、共同研究費等	対象経費の 2分の1以内 ※千円未満切り捨て	1件当たりの上限額は、 200万円とする。